

独立行政法人経済産業研究所 中期計画（第3期）

<前文>

独立行政法人経済産業研究所(以下、「研究所」という。)は、内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与することを目的に、平成13年4月に設立された。

第一期及び第二期中期目標期間において、研究所は独立行政法人のメリットを活かし、研究員の人事及び予算執行に柔軟性を持たせることにより、時節時節で変動する多様な政策課題に的確に対応できる体制を構築し、横断的な経済産業政策の立案に寄与してきており、国際的な認知度も累進的に高まっている。

第三期中期目標期間では、こうした経験を最大限活かしながら、学術研究と政策実務の結節点となって知の結集を図り、政策研究機関として国際的な評価の向上を目指す。このため、日本経済の中長期的な成長の実現に向けての経済産業政策のあり方などについて、理論的・分析的フレームワークに基づいた政策研究、政策提言を行い、経済産業政策の政策立案のプロセスに貢献する。

研究所が経済産業政策について、内外の研究機関、大学等と差別化を図り、研究機関としての声価を確立していくためには、特徴のある独自の強みを有していることが不可欠である。研究所としては、本計画において、次のような事項をコアコンピタンスと位置づけて、政策研究・提言活動等を実施することとする。

- ①政策当局と密接かつ持続的な交流によって得られた問題意識と研究成果の蓄積を有すること。
- ②研究成果を広く国際的に発信したり、共同研究を行うことにより、諸外国の研究機関と国際ネットワークを展開し、その一翼を担うこと。
- ③経済産業政策に研究成果が活用されるような政策提言、学術的知見の提供を積極的に行うこと。
- ④異なる専門分野から研究者が参加し、有機的関連を持つ多角的な研究テーマ群の設定により、体系的な研究を通じた政策提言を実現すること。
- ⑤特定の研究分野の専門家の育成を行い、また、複数の研究テーマ群をまとめ上げる高いコーディネートを行う機能を有していること。
- ⑥産業界との接点の充実を通じて、現実の企業経営に即した問題意識を持って研究に取り組むこと。
- ⑦経済産業省自身が収集・蓄積している政策関連情報へのアクセスが容易であり、また、公的統計情報に係る個票を用いたパネルデータ分析等に必要な環境が整っていること。
- ⑧国際的な比較可能性の確保を意識しつつ独自のデータ収集を実施し、内外の研究者が利用可能な政策研究の基盤となるデータベースを充実すること。

1. 調査及び研究業務

(1) 経済産業政策の重点的な視点と中長期的な政策ニーズを見据えた研究領域・研究テーマの設定

(a) 経済産業政策の重点的な視点の反映

第三期における研究については、日本経済を成長軌道に乗せ、その成長を確固たるものにしていくためのグランドデザインを理論面から支えていくため、今後5年程度を見越した経済産業政策の重点的な視点に沿って研究を推進することが求められている。このため、中期目標においては、経済産業政策の重点的な視点として、以下の3つの視点が提示されている。第三期に取り組む研究は、これら3つの視点を反映したものとする。

＜経済産業政策の重点的な視点＞

- ① 世界の成長を取り込む視点
- ② 新たな成長分野を切り拓く視点
- ③ 社会の変化に対応し、持続的成長を支える経済社会制度を創る視点

(b) 研究プログラムの設定

第三期において3つの重点的視点を反映した研究を行うため、研究分野としては、経済産業政策がカバーしている通商政策、産業政策、経済政策など幅広い政策分野を念頭に設定する必要がある。第一期、第二期における研究の蓄積も踏まえて、6から10程度の分野を設定する。

個々の分野を「プログラム」と呼び、それぞれのプログラムが複数の研究テーマで構成される。具体的なプログラム設定は、年度計画等で具体化していくこととするが、研究の進捗状況や研究ニーズの変化にも柔軟に対応できるよう、年度途中においても適時適切に見直しを行う。

(c) 研究テーマの設定

- ー 求められる政策課題と研究の方向性を適切に設定し、実際の政策に活用されていくような効果的な政策提言を行っていくためには、政策当局がどのような観点で政策課題を認識し、政策を遂行しているのか等を知ることが重要であり、政策当局との密接な情報交換を行っていくこととする。
- ー 個々の研究テーマは、3つの視点のうち少なくとも1つを取り込んで、また他の視点を意識して研究計画を策定し、研究を実施する。
- ー 研究プロジェクトの立ち上げの際には、経済産業政策の重点的な視点に沿った研究であることを確認する。研究の重点化を図る観点から、この重点的な視点に沿った研究及び当該研究を中期的に支える基礎的な調査・研究に研究所のリソースの大部分を充てることとする。
- ー 一方、今後5年の間には、現時点では見通せない経済環境の変化等も想定されるため、経済産業政策への貢献を十分に念頭に置くことを前提として、その時々課題に適時適切に対応するための研究も行うこととする。
- ー 特に、研究プロジェクトの立ち上げの際には、その研究内容が経済産業政策の企画立案に資するものとなることを確保するため、以下のような取り組みを行う。
 - ・ 個々の研究プロジェクトの研究テーマについて、先述のとおり、経済産業政策の重点的な視点を取り込んだ研究であることを確認し、経済産業政策とのリンケージ(期待される貢献の内容)についても研究計画上明らかにする。
 - ・ 個々の研究プロジェクトの設定の際に、政策当局の実務者との対話の中で見出される研究ニーズを反映することや、あるいは政策当局の実務者の発案に基づく研究テーマを採り上げることなど

により、政策ニーズの把握と反映に努める。

・プロジェクト終了の際の政策当局の評価結果をその後の研究テーマの設定にフィードバックするよう努める。

- ― また同時に、現下の政策当局ではなし得ない斬新な発想と行動を研究者がとれる環境を確保していくこととする。多様な分野から人材を集結し、多彩な人的構成の組織とすることで、時々政策立案・実行をミッションとする政策当局ではなし得ないような、斬新な発想に基づく政策研究・提言活動を実現し、政策当局との役割面における補完性を確保する。
- ― 政策提言は、個々の研究員またはそのグループの責任において行うことで、より明確な主張を世に問うことを主眼とし、組織体としての研究所による提言は原則としては行わないこととする。しかしながら、まとまりある政策提言としていくため、特定の大きな政策課題につき、異なる専門分野からの研究者が参加して多角的な論点を包含する研究を実施し、シンポジウムを開催する等の取り組みに努めることとする。
- ― 政策当局としての経済産業省に限らず、地方公共団体を含むその他の公共政策機関、政策研究に関わるアカデミア、民間企業関係者、政策に関心のある国民各層等幅広い範囲からの課題提起を取り込む。

(2) 質の高い研究内容とするための研究の進め方

(a) 客観的・中立的な分析を前提とした政策研究の推進

我が国の経済社会情勢は、これまでに経験したことのない複雑な課題に直面している。また、政策の有効性や費用対効果が厳しく問われ、政策評価に基づく政策の改廃が求められるようになっている。こうした困難な課題に対応するためには、理論的基礎やデータを重視し、事実認識を積み重ねていく中で対応の方向性を明らかにすることが重要である。このような客観的・中立的な分析に基づく「エビデンス・ベースド・ポリシー・リサーチ」の実施を研究の原則とする。

(b) 国際連携

研究成果を広く国際的に発信したり、共同研究を行うことにより、諸外国の研究機関や研究者と国際的ネットワークを展開し、研究所の国際的な評価を高めていく。

そのため、研究水準が国際的に共有されうる質の高いものとなるよう取り組む。また、従来から海外の大学や研究機関との相互交流に取り組んでいるところであるが、今後更に海外の大学、研究機関や研究者との間で共同研究やシンポジウム等の開催、研究者の受け入れなどを活発化させる。

その際、アジアの各機関等との連携を強みに、グローバルな連携を一層拡大・深化させていくことにより、国際的な地位の向上を図る。

(c) 研究過程での政策当局、産業界との連携

- ― 研究テーマの設定段階に限らず、研究実施段階では第一線の政策担当者の研究会や所内レビューについて、各会のアジェンダや期待される貢献等を明確化しながら参加を促し、節目節目ですりあわせを行う。成果普及段階ではシンポジウムやセミナーに政策担当者をパネリストやディスカッサントとして登用するなど、研究遂行のあらゆる段階で経済産業省をはじめする政策関係者との交流を活発に行う。また、政策当局の人事異動時における円滑な連携の移行のため、今後は、人事異動後の時期の情報提供にも留意する。
- ― 経済界との連携強化を図るため、課題意識の把握に努めたり、定期的な意見交換を持つなど、経済界と対話を促進させながら研究を実施することに努める。

(d) 効果的な研究プロセス

(d-1 : プロジェクト制度)

- －研究はテーマ別に設置する「プロジェクト」を基本とする。このプロジェクト単位には、一流の研究人材と経済産業省のみならず幅広い省庁等からの政策実務者、産業界の知見に長けた者などが参加する。これにより、産学官の結節点を創造し、高度な学術ポテンシャルと政策的センスの融合によるシナジー効果の発揮を促し、政策研究の質の向上を図る。
- －プロジェクトの設置期間は各プロジェクトの性格によっても異なりうるが、1年間ないし2年間で標準的な期間とする。長い設置期間を設定した場合にあっても、少なくとも毎年1本以上の研究論文をまとめることを原則とする。
- －研究プロジェクトは固定的なものとなせず、研究テーマの設定・変更に応じて、専門分野の研究者を機動的、弾力的に採用・編成する。

(d-2 : 3段階のプロセス)

研究のクオリティを確保し、議論、研鑽を行う場として、原則として、以下のような多段階の検討会の実施等による研究マネジメントプロセスを採用し、議論を深めていくことに注力する。

(イ)ブレインストーミングワークショップ

プロジェクト立ち上げに当たり、研究計画について議論する。

(ロ) 中間報告会

概ね、プロジェクト期間の半ばに、中間的な進捗状況と今後の研究の見通し等について議論する。少なくとも1年経過ごとに1回確実に実施する。

(ハ) ディスカッションペーパー検討会

最終成果の案の紹介や残された課題の整理等を行う。

(二) 政策提言・成果普及

後出2. 参照

(d-3 : 進捗管理)

- －個々の研究プロジェクトについては、中間報告会等においてその進行状況等をレビューし、必要に応じて拡充、再編、中止等の弾力的な研究実施体制の見直しを図る。
- －研究計画にスケジュールを盛り込み、正当な理由なく当該計画から大きく遅れが生じた場合にはプロジェクトの改廃を求めることがあることをあらかじめ明示し、常にスケジュールを意識した業務運営によりプロジェクトの大幅な遅れに未然に対応する。

(e) 評価とフィードバック

- －各々の研究成果について、その専門分野毎に信頼のある外部の評価者から厳正な評価を受け、研究成果の学術的水準を高める。
- －また、研究テーマの設定や研究成果について経済産業政策への貢献の観点から評価するための経済産業省へのアンケート調査等を行い、評価を受ける。
- －更に、研究成果については、研究所内外から幅広いピアレビューを受ける。
- －これらの評価結果を研究プロジェクトの設定、研究成果のクオリティー・コントロール、研究人材の再編・採用等にフィードバックする。
- －研究成果がどのような場面でどういった形で活用されているかを追跡し、追跡により明らかになった評価やニーズについて検証を行い、研究運営や広報活動等に活かしていくこととする。

2. 政策提言・普及業務

- －研究成果の普及・政策提言を効果的・効率的に行うために、多様なツールを多面的・積極的に活用し、かつ密度の濃いものとなるよう努める。具体的には、①内部レビューを経て公表した研究論文のウェブサイト上での公表、②これらを束ねて政策的インプリケーションも強調し、各界上層部にもわかりやすいようにまとめた刊行物の発行等により、高いアクセシビリティの確保を図るとともに、③実質的かつ有意義な討論が行えるよう、内外の一流のスピーカー、コメンテーター等の招聘、質の高いテーマ設定と討論材料の提供を前提としたシンポジウム、ブラウンバックランチ(BBL)セミナー等の開催を行う。
- －第二期に取り組んだ通商産業政策史の編纂事業について、成果の取りまとめを完了し、出版等を通じて普及を行う。
- －政策当局としての経済産業省との関係においては、研究プロセスにおける情報交換はもとより、成果報告会の実施に新たに取り組む、とりまとめられた成果を積極的に政策形成プロセスへフィードバックするように努める。
- －研究成果の普及・政策提言のツールとなる出版物、ウェブサイト、シンポジウム等の会議については、一元的な広報戦略のもと相互ツール間の有機的な連携を図ることで、効果的・効率的な普及を実現する。
- －研究成果が政策形成に一層貢献するようノンテクニカルサマリー(研究の分析結果を踏まえつつ、政策的含意を中心に大胆に記述したもの)を充実させることで、政策提言機能の拡充を図る。
- －行政官や研究者のみならず、産業界や非営利団体、国民といった多くの方々に研究成果を認知してもらい、研究所が経済産業政策に係る知のプラットフォームとしての機能を果たしていくため、①これまで必ずしも十分な働きかけがなされていなかった産業界や幅広い政策関係者等に対する積極的な広報の実施、②研究所のプレゼンスを高める観点から、内外の新聞やテレビ等のマスメディアに対する積極的なPRの実施など、より戦略的な情報発信に取り組む。
- －国内外の大学や官民のシンクタンク等の研究機関との共同研究やシンポジウム、セミナー等を通じた連携を図る。

3. 資料収集管理、統計加工及び統計管理業務

- －効果的効率的な政策研究の実施には、詳細かつ精度の高い企業データ等の整備と加工が不可欠である。研究所では、公的な統計情報に係る個票を用いたパネルデータ分析に必要な環境が整っているとの利点を十分に活かし、統計データやこれを使いやすい形に加工したデータベースの構築に対し、一層の努力を傾注する。
- －海外の研究機関や研究者と連携した研究を行うためには諸外国と比較可能なデータベースが必須であり、データベースの構築・蓄積に当たっては、欧米の同種のデータベースとの連結や比較可能性の確保、アジア各国などとの連携を意識する。

4. 研究・発信のパフォーマンスを向上させるための取り組み

(1) 質の高い学術的水準の研究成果を確保できる多様な研究人材の確保、ネットワークを活かした知のハブの構築

- －各々の研究領域について、産学官、NPO／NGO、国籍などの枠を越えて各専門分野の第一線級の人的資源を集結させる。これを可能とするために、研究者採用にあたって、非国家公務員型の特長を活かし、任期付任用、裁量労働制や専任型・兼任型等の研究者を惹き付ける多様な雇用形態・給与形態を設定する。

- －専門的な研究分野において、多様なニーズに対応し、研究所の運営上も重要な役割を果たす常勤研究者の充実に努める。
- －異なる専門分野から研究者が参加し、多角的な研究テーマ群の設定により体系的な研究を通じた政策提言を実現していくためには、それぞれの研究に一定の方向を与え、とりまとめていくコーディネーション機能が重要であり、この機能向上や人材確保にも意を払うこととする。
- －開かれた知のプラットフォームとして、新たな知恵を積極的に取り入れる観点から、例えば研究参画者の提案公募を導入するなど様々な工夫により新たな研究者の発掘・活用促進を図る。
- －研究プロジェクトにおける個別課題に関して、大学院生やポスドク等の若手の研究者を機動的に活用し、研究活動の効果的・効率的な実施を実現する。

（２）外部諮問委員会

研究所の研究成果が学術的な理論や手法に裏打ちされた経済産業政策の立案に関わる複眼的・補完的なものとして貢献していくため、これまでのような事後評価の仕組みに加え、事業実施段階において、研究の内容や成果等を定期的に評価していく仕組みを設ける。

具体的には、様々な分野の外部有識者から構成される外部専門家委員会を設置し、研究の進捗状況や効率性、施策への反映度等を検証し、効果が見られないような場合は、研究プロジェクト改廃等を含め、事業の刷新を行うなど、常に高い水準での研究体制が維持できるようなチェック体制を導入する。

（３）情報システムを活用したパフォーマンス向上に向けた取組

- －種々の政策研究・提言活動を電子ベースで全面的にバックアップすべく、政策に有用な無形の知見・情報、これまでの研究所の研究成果・提言内容等を電子媒体として蓄積することによって、その利便性を向上させる。また、これらの蓄積は、原則として活用しやすい形でウェブサイト上でオープンにすることで幅広い提供に資する。
- －業務支援システムの構築に当たっては、業務の最適化を図るべく留意するとともに、情報セキュリティ強化と利用者への情報提供等の利便性の向上を図る。

（４）経済産業省の政策立案に資する学術的知見の提供

研究所は経済産業政策の理論的分析的研究に係るプラットフォームの機能を有しているが、これを活用して、同省に在籍する行政官やコンサルティングフェローに対する学術的知見の提供を充実し、政策的な議論の活性化を図る。

- －研究の企画段階や研究遂行中における各種研究会、関係部局に対して行う成果報告会、成果を提言するためのシンポジウム、BBLセミナー等の出席について、経済産業省行政官への案内を積極的に行う。
- －政策当局等に対し政策立案に役立つ学術的知見を提供し、また、政策当局等の有する学術的な関心を研究所の研究に円滑に取り込むため、研究プロジェクトの研究会等において、経済産業省に在籍する行政官やコンサルティングフェローと、常勤フェローやファカルティフェローとの対話を促進する。

５．業務向上の指標設定

研究所は、その政策研究・提言活動において、以上の計画を実現することによって、政策を変更したり、新しい政策を生み出していくような質的に充実したインパクトをもたらしていくものとする。具体的には、以下のような観点での計画の実現を図る。

<定性的指標>

(質的な側面での実現)

- －中長期的な経済システム改革の視点に基づく斬新な政策研究・提言活動を実現する(時々の政策立案・実行をミッションとする政策当局と役割面において補完性を確保する)
- －これら斬新な政策研究・提言活動によって、効果の薄い政策の改善・廃止や新しい政策の導入に資する理論的・分析的基礎を提供する
- －政府の意思決定・政策立案に影響力のある文書や有識者間での政策論争に研究所の研究成果・提言内容が関与した実績を確保する
- －研究自体を自己目的化せず、中長期的な政策ニーズに資する政策研究・提言活動を実現する
- －研究所において整備したデータベースについて、外部への提供の是非等も含めて検討を行い、最適な利用状況を確保する

<定量的指標>

(指標面でのアウトプットの実現)

なお、これら質的に充実した政策研究・提言活動を実現した結果として、相応のアウトプットが発出されることも期待される。これらについては、それが生じた様々な背景、要因等によって大きく左右される点を十分踏まえる必要があるが、さしあたっては、以下の実現を図るものとする。なお、これらには単なるアウトプットを超えて政策立案プロセスの寄与に直接つながると考え得る項目も含まれているところであり、また、これらについては、質的な側面での充実も重視するものとする。

- －研究テーマの設定及び研究成果並びに成果発信活動を経済産業政策への貢献の観点から評価するための経済産業省へのアンケート調査の内容の充実を図るとともに、これらを通じたユーザーの事後評価において、満足度を、各々3分の2以上確保する
- －開催したシンポジウム、BBLセミナー等の内容についてのアンケート調査等による参加者全体の満足度を、各々3分の2以上確保するとともに、経済産業省から参加した者の満足度も3分の2以上確保する
- －研究成果に基づく書籍を5年間で20冊以上刊行する
- －内部レビューを経て公表した研究論文を5年間で420件以上確保する
- －公開で実施するシンポジウム、セミナー(BBLセミナーを除く)等の開催件数を5年間で30件以上確保する
- －BBLセミナーの開催件数を、5年間で250件以上確保する
- －研究論文のホームページからのダウンロード件数については、内部レビューを経て公表した和文及び英文の研究論文の平均で1本当たり年当たり4,400件以上確保する
- －電子メールによるニュースレターを月3回以上、広報誌など広報物を毎年5回以上発行する
- －ホームページのヒット件数を毎年80万件以上確保する
- －外部レビューによる研究成果の学術的水準について、全体で上位3分の1の水準を確保する
- －外国語による論文数、シンポジウム・セミナー等に参加する海外の識者の数、外国語によるニュースレター・広報誌等を合わせて5年間で500件以上確保する
- －白書、審議会資料等における研究成果の活用件数を5年間で100件以上確保する
- －研究成果に基づく論文等が英文の査読付き学術誌に掲載されること、英文の専門書籍に収録されることなど、学術的成果として国際的に高い評価を得た実績を把握し、評価に活用する
- －この他、マスメディアを通じた発信の状況の把握や、産業界や一般の有識者に対するアンケートによる評価、各データベースの利用状況の把握などを行い、評価に活用する

6. 中期計画に関する事項について

中期目標の達成のための中期計画については、以下のとおりの計画を遂行する。

(1) 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

上述の1. ～ 5. に掲げられた計画を実現することを通じて、達成を図るものとする。

(2) 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

(a) 一般管理費及び事業費

第2期に引き続き、第3期中期目標の期間中、一般管理費については、運営費交付金によって行う事業について、非常勤職員の常勤登用による一般管理費の減少分を除き、毎年度平均で、前年度比3%以上の効率化を図る。また、業務費については、新規追加・拡充部分及び非常勤研究員の常勤登用による業務費の減少分を除き、毎年度平均で、前年度比1%以上の効率化を図る。

(b) 役職員給与

人件費について、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、必要に応じて目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、21年度の対国家公務員指数（年齢勘案96.1、年齢・地域・学歴勘案80.1）を踏まえ、国家公務員以下の水準を引き続き維持することに努め、その検証結果や取組状況を公表する。また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく取組を、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）を踏まえ、平成23年度まで継続する。なお、第3期中期目標期間においては、効率化のための不断の努力を行いつつ、国内外の研究機関等との連携強化等を進めて国際的にも評価の高い政策シンクタンクを目指す必要があることも踏まえて、研究体制の充実に努める。

(c) 役員人事及び契約

役員人事及び契約に関しては、公平性・透明性を高めていく観点から、政府方針に基づいた改革を一層推進する。

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえて策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、透明性を確保するとともに、随意契約については真に合理的な理由があるものに限定し、競争入札についても実質的な競争が確保されるよう努める。

内部統制については、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）等を活用し、更に充実・強化を図るものとする。

(d) 事業所

分室の規模を第二期に比べて縮小する。また、分室の必要性・現状について常に点検し、施設の効率利用を図る。

(e) 自己収入

競争的資金の獲得については、一層の努力を行うが、研究所のミッションから外れた研究を行うようなことがないよう、各研究員が競争的資金の獲得を目指す場合には、各研究員が当該業務にどの程度重点を置くかを確認するとともに、研究所本来の目的に適合する内容であることを審査するものとする。

出版物にかかる監修料収入の見直しや出版物の拡大等により、自己収入の確保に努める。

(3) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

○予 算

〔運営費交付金の算定ルール〕

毎年度の運営費交付金（ $G(y)$ ）については、以下の数式により決定する。

$G(y)$ （運営費交付金）＝〔 $\{A(y-1)$ （一般管理費） $\times \alpha a$ （一般管理費の効率化係数） $\times \beta^{i-1}$ （消費者物価指数）〕＋〔 $B(y-1)$ （業務費） $\times \alpha b$ （業務費の効率化係数） $\times \gamma$ （政策係数） $\times \beta^{i-1}$ （消費者物価指数）〕＋〔 $C(y)$ （退職手当）＋ $D(y-1)$ （人件費） $\times \alpha c$ （人件費の効率化係数） $\times \delta^{i-1}$ （人件費伸び率）〕－ E （自己収入）

- ・ $G(y)$ は当該年度における運営費交付金額
- ・ $A(y-1)$ は直前の年度における一般管理相当分
- ・ $B(y-1)$ は直前の年度における業務費相当分
- ・ $C(y)$ は当該年度における退職手当見込額
- ・ $D(y-1)$ は直前の年度における人件費相当分
- ・ E は、自己収入における過去の実績の平均値
- ・ αa 、 αb 、 αc 、 β^{i-1} 、 δ^{i-1} 、 γ については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な計数値を決定する。

αa （一般管理費の効率化係数）：年平均で、前年度比 3 % 以上の削減を達成する。

αb （業務費の効率化係数）：年平均で、前年度比 1 % 以上の削減を達成する。

αc （人件費の効率化係数）：行政改革の重要方針（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（今後 5 年間で 5 % 以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、毎年度の数値を決定する。

β^{i-1} （消費者物価指数）：前年度における実績値を使用する。

δ^{i-1} （人件費伸び率）：人事院勧告による給与改善分を反映する。

γ （政策係数）：法人の業務の進捗状況や、財務状況、新たな政策ニーズ等への対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、具体的な伸び率を決定する。

[注] なお、人件費は「常勤役員及び常勤職員に対し支給する報酬、賞与、その他手当の合計額で、退職金、福利厚生費（法定福利費、法定外福利費）は含まれていない」と定義。

第 3 期中期目標期間の予算額については、必要な事務・事業の規模を反映して、別紙のとりの予算規模に縮小して事務・事業を開始する。

○収支計画（平成 23 年度～平成 27 年度収支計画）

○資金計画（平成 23 年度～平成 27 年度資金計画）

[注] 収支計画、資金計画の具体的計画は別紙。

[注] 財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入の健全性、使途の透明性、資金使途の有効性が損なわれないように努めるとともに、本来得られる収入の機会を逃さず、固定経費が発生する等硬直的な組織運営とならないよう努めることとする。

(4) 短期借入金の限度額

（短期借入金の限度額）

- ・ 運営費交付金の受け入れが最大 3 ヶ月遅れた場合を想定して、一般管理関係類支出の約 3 ヶ月分（186 百万円）を短期借入金の限度額とする。

（想定される理由）

- ・ 運営費交付金の受け入れが遅延

(5) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

※なし

(6) 剰余金の使途

- ・調査及び研究業務の追加実施（パイロットスタディの実施）等の政策研究機関としてのパフォーマンス向上のための使途に使用。

(7) その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(a) 施設・設備に関する計画

※なし

(b) 人事に関する計画

○方針

- ・業務を効果的かつ効率的に実施できるよう研究の実状及び重点化等に則した人員の確保及び人員の最適配置等の人事の円滑化を図る。
- ・業務内容に沿った最適人材の確保とその最適配置を通じて、管理部門への支出を適正なものとしつつ、研究関係部門への重点化を図る。

(参考1)

- 1) 期初の常勤職員数 48人
- 2) 期末の常勤職員数の見込み 48人

※研究職員の既存契約の調整や研究活動全般の状況等に応じて、任期付職員に限り必要最小限の人員の追加があり得る。

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額

- ・中期目標期間中の人件費総額見込み 2, 152百万円

上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対し支給する報酬、賞与、その他手当の合計額で、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まれていない。

また、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含まれていない。

(c) 中期目標の期間を超える債務負担

※なし

(d) 積立金の使途

※なし

(別紙)

○予 算

(百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	7, 3 1 0
受託収入	1 0
普及業務関係収入	1 7
計	7, 3 3 7
支出	
業務経費	6, 2 4 7
うち 調査及び研究業務関係経費	4, 4 7 7
うち 政策提言・普及業務関係経費	9 5 2
うち 資料収集管理等関係経費	8 1 8
受託経費	1 0
一般管理費	1, 0 8 0
計	7, 3 3 7

[人件費の見積もり] 運営費交付金のうち、期間中総額2, 1 5 2百万円を支出する。

なお、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対し支給する報酬、賞与、その他手当の合計額で、退職金、福利厚生費（法定福利費、法定外福利費）は含まれていない。

今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含まれていない。

[退職手当財源の考え方] 退職手当については、運営費交付金を財源とする。

[運営費交付金の算定ルール]

毎年度の運営費交付金（G(y)）については、以下の数式により決定する。

$G(y)$ （運営費交付金）＝〔 $\{A(y-1)$ （一般管理費） $\times \alpha a$ （一般管理費の効率化係数） $\times \beta i-1$ （消費者物価指数）〕＋〔 $B(y-1)$ （業務費） $\times \alpha b$ （業務費の効率化係数） $\times \gamma$ （政策係数） $\times \beta i-1$ （消費者物価指数）〕＋〔 $C(y)$ （退職手当）＋ $D(y-1)$ （人件費） $\times \alpha c$ （人件費の効率化係数） $\times \delta i-1$ （人件費伸び率）〕－ E （自己収入）

- ・ $G(y)$ は当該年度における運営費交付金額
- ・ $A(y-1)$ は直前の年度における一般管理相当分
- ・ $B(y-1)$ は直前の年度における業務費相当分
- ・ $C(y)$ は当該年度における退職手当見込額
- ・ $D(y-1)$ は直前の年度における人件費相当分
- ・ E は、自己収入における過去の実績の平均値
- ・ αa 、 αb 、 αc 、 $\beta i-1$ 、 $\delta i-1$ 、 γ については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な計数値を決定する。

αa （一般管理費の効率化係数）：年平均で、前年度比3%以上の削減を達成する。

αb （業務費の効率化係数）：年平均で、前年度比1%以上の削減を達成する。

αc （人件費の効率化係数）：行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、毎年度の数値を決定する。

$\beta i-1$ （消費者物価指数）：前年度における実績値を使用する。

$\delta i-1$ （人件費伸び率）：人事院勧告による給与改善分を反映する。

γ（政策係数）：法人の業務の進捗状況や、財務状況、新たな政策ニーズ等への対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、具体的な伸び率を決定する。

[注-1] 上述の予算計画（収支計画、資金計画も含む。）については、①一般管理費の効率化係数▲３％、業務費の効率化係数▲１％、人件費の効率化係数▲１％、消費者物価指数±０％、政策係数±０％、人件費伸び率±０％と想定し、②受託経費、退職手当については、平成２２年度の見込みが中期目標期間中同額で推移するものと想定した試算結果を示すものである。

[注-2] 人件費は「常勤役員及び常勤職員に対し支給する報酬、賞与、その他手当の合計額で、退職金、福利厚生費（法定福利費、法定外福利費）は含まれていない」と定義。

○収支計画（平成２３年度～平成２７年度収支計画）

区 別	金 額
費用の部	7, 3 3 7
経常費用	7, 3 3 7
調査及び研究業務費	4, 4 7 7
政策提言・普及業務費	9 5 2
資料収集管理等業務費	8 1 8
受託業務費	1 0
一般管理費	1, 0 8 0
収益の部	7, 3 3 7
運営費交付金収益	7, 3 1 0
受託収入	1 0
普及業務関係収入	1 7
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

○資金計画（平成２３年度～平成２７年度資金計画）

区 別	金 額
資金支出	7, 3 3 7
業務活動による支出	7, 3 3 7
翌年度への繰越金	0
資金収入	7, 3 3 7
業務活動による収入	7, 3 3 7
運営費交付金による収入	7, 3 1 0
受託収入	1 0
普及業務関係収入	1 7

[注] 財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入の健全性、使途の透明性、資金使途の有効性が損なわれないように努めるとともに、本来得られる収入の機会を逃さず、固定経費が発生する等硬直的な組織運営とならないよう努めることとする。